

## 公益財団法人海洋生物環境研究所 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制定 平成24年4月 1日

最終改正 2020年 7月 1日

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人海洋生物環境研究所（以下「研究所」という。）の定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、定款第29条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤役員」とは、役員のうち、研究所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 「評議員」とは、定款第15条に定める評議員をいう。
- (5) 「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、その名称のいかんを問わない。
- (6) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。

2 前項第5号の報酬等と第6号の費用とは、明確に区分して取り扱うものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 研究所は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 前項にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。

4 常勤役員には、毎年6月1日及び12月1日にそれぞれに在任する常勤役員に対し役員賞与を支給することができる。これらの基準日前1箇月以内に退任し又は死亡した常勤役員についても、同様とする

5 役員には、退職手当を支給しない。

6 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬等の月額、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める額
- (2) 賞与 別表第2「常勤役員の賞与」に定める算式により算出される額

2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等への出席1回につき、別表第3「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

3 各評議員に対する報酬等は、定款第18条に定める金額の範囲内において、評議員会への出席1回につき、別表第4「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、順次前日に繰り上げて支給する。

2 常勤役員の役員賞与は、別表第2「常勤役員の賞与」に定められる基準日の区分に応じそれぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、これらの日が休日にあたる時は、前項のただし書きの規定を準用する。

3 評議員及び非常勤役員については、報酬を支給する必要が発生した都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人の申し出等により所属する団体等への振り込み依頼があった場合には、当該団体等に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により支給する報酬の額については、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

4 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

5 第3項の規定による計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てる。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ交通費として通勤手当を支給する。

(費用)

第9条 研究所は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 研究所は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人海洋生物環境研究所の設立の登記の日から施行する。
- 2 従前の「財団法人海洋生物環境研究所 役員給与規程」及び「財団法人海洋生物環境研究所 役員退職年齢及び退職手当支給規程」については、本規程の施行をもって廃止する。
- 3 設立の登記の日の前日に財団法人海洋生物環境研究所（以下、「旧法人」という。）に在任する常勤役員であって、引き続き研究所の常勤役員となった者の在任期間は、その者の旧法人の常勤役員としての在任期間を、研究所の常勤役員としての在任期間とみなす。
- 4 第3条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在任する役員で引き続き役員に就任している者の退職手当については、その者が退任する日までこれを引き続き凍結し、退職手当の支給等に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2019年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年7月1日から施行する。

## ●別表第1「常勤役員の報酬月額」

役職名	報酬月額
代表理事	923,000 円
業務執行理事	778,000 円
理事	740,000 円

## ●別表第2「常勤役員の賞与」

基準日	左記に対応する期間	算式	支給日
6月1日	1月1日～6月末日	報酬月額×1.19×1.60	6月15日
12月1日	7月1日～12月末日	報酬月額×1.19×2.55	12月5日

(備考1) 基準日以前6月以内の期間における在任期間が6月に満たない者の支給額は、6月を基礎として月割りによって計算して得た額とする。この場合において、1月未満の期間は、1月とみなす。

(備考2) 上記算式による計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てる。

## ●別表第3「非常勤役員の報酬」

理事会等出席の都度、報酬として一人一律10,000円
----------------------------

## ●別表第4「評議員の報酬」

評議員会出席の都度、報酬として一人一律10,000円とする。ただし、評議員会議長については、15,000円とする。
---

(備考) 職務執行の対価としての報酬額は、毎年度の総額が100万円を超えないものとする。